

文教福祉常任委員会会議録

令和2年6月8日

寒 川 町 議 会

出席委員 横手委員長、中川副委員長

山蔦委員、佐藤（一）委員、青木委員、黒沢委員、細川委員、岸本委員、柳田委員、
太田委員

関口議長

欠席委員 なし

説明者 伊藤健康子ども部長、亀井健康・スポーツ課長、大山副主幹、門脇主査、今澤技幹

事務局職員 新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、波多野主任主事

案 件

（付託議案）

1. 議案第27号 寒川町営プール条例の一部改正等について

（付託陳情）

1. 陳情第4号 新型コロナウイルス感染症拡大に際し第一線の医療提供体制堅持を求める陳情

午前9時02分 開会

【横手委員長】 それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件、付託陳情1件でございますので、よろしくをお願いいたします。

次第のとおり、まず初めに、議案の審査を行い、その後、陳情の審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第27号 寒川町営プール条例の一部改正等についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 改めまして、おはようございます。これより健康子ども部からの付託議案1、議案第27号 寒川町営プール条例の一部改正等についてのご審議をお願い申し上げます。それでは、亀井課長よりご説明申し上げます。

【横手委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、議案第27号 寒川町営プール条例の一部改正等についてご説明申し上げます。本議案は、令和3年から寒川町営プールを再開するため、寒川町営プール条例の停止に関する条例を廃止し、また再整備により施設の区分等に変更があったことから、寒川町営プール条

例の一部を改正するものでございます。

まず、これまでの経緯についてでございます。町営プールにつきましては、平成25年7月29日に50メートルプール槽の底面が隆起し、翌30日の時点においても隆起が解消されなかったことから、同日より施設の開場を中止いたしました。その後の調査においても隆起の原因が究明できなかったことから、平成26年4月1日付で寒川町営プール条例の停止に関する条例を施行し、これまで寒川町営プール条例の効力を停止していたところでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料01－1 議案第27号、寒川町営プール条例の一部改正等についての3ページをごらんください。第4条第1項表中の区分の「25メートルプール、50メートルプール、スライダープール及び幼児プール」を「25メートルプール、スライダープール、幼児プール及び多目的広場」に、また各区分の開場時間を午前9時から午後4時30分とするものでございます。

整備前の25メートルプール及び50メートルプールにつきましては、解体撤去、スライダープール及び幼児プールにつきましては、既存のプールの改修、25メートルプール及び多目的広場につきましては、新たに整備するものでございます。

次に、制定附則第3項の削除でございます。この附則は、施設全体の利用を休止する前の平成21年に、老朽化により安全性が確保できなくなった25メートルプールのみを休止する際に定めたものでございます。今回の再整備により不要となったことから削除するものでございます。

続いて、改正附則でございます。まず、附則第1項において、施行期日を令和3年4月1日とすること、また第2項に準備行為として、条例の施行日前に指定管理者の公募など準備行為を行うことができる旨を規定するものでございます。

なお、町営プールの指定管理につきましては、本年度指定管理者を公募、選定する予定となっております。

タブレット資料01－2、寒川町営プール条例施行規則の停止に関する規則を廃止する規則をごらんください。平成26年より寒川町営プール条例とともに効力を停止しておりました同条例施行規則につきましても、町営プール再開に向けその効力を復活させるため、寒川町営プール条例施行規則の停止に関する規則を廃止するもので、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、規則における一部改正等はございません。

以上で説明を終わります。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

細川委員。

【細川委員】 1点だけ伺います。過去の条例の中で25メートルプールは9時から午後7時までとなっています。ここだけちょっとなっているけど、これだけ19時になっているのは、どういったことだったんでしょうか。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 そのとき休止した25メートルプールについては、ハウス付のプールということで、あの中が夜になっても温かいというか、使えるような状況でしたので、25メートルプール

だけについては開場時間を長くして、特に大人の方も利用できるということで開場していたという経緯でございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

6月会議で文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。このまま続けますか。それとも休憩を取るか。

（「休憩なし」の声あり）

【横手委員長】 休憩を取らずにこのまま続けるということでよろしいでしょうか。

では、これより討論に入ります。議案第27号 寒川町営プール条例の一部改正等について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【横手委員長】 では、討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続きまして、付託陳情の審査に入りたいと思います。それでは、陳情第4号 新型コロナウイルス感染症拡大に際し、第一線の医療提供体制堅持を求める陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、陳情者より事前に参考資料が提出されています。タブレットに反映させてありますので、ご確認ください。

では、まずこの陳情について、事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、陳情を読み上げます。

陳情第4号 新型コロナウイルス感染症拡大に際し、第一線の医療提供体制堅持を求める陳情。

陳情項目1、地域住民のセーフティネットである第一線医療の医療崩壊を起こさないよう、医療機関への支援策を充実し、迅速に対応すること。

1、具体的には、国の緊急経済対策として計上された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、募金等の活用で、下記支援策の創設を検討すること。

休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度。

発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度。

医療機関のテナント料支払いにかかる家賃補助制度。

セーフティネット保証5号における信用保証料全額補助や利子補給による実質無利子化の対象を減収15%未満に拡大すること。

陳情理由。

4月7日に出された緊急事態宣言が延長され、医療現場は依然混乱と危機的状況が続いています。第一線医療を担う開業医の下には、発熱症状等があってもPCR検査に至らない患者、また明確な兆候が見られない無症候感染者が日々来院し、その前提での診療体制が求められています。

感染拡大前よりも一層の感染症対策の強化が求められ、医療スタッフの負担が増える一方で、患者の受診控えに伴う医療収入の大幅減という厳しい状況に立たされています。

その中でも、かかりつけ医として動線や診療時間を分ける工夫を凝らし、発熱患者への対応とそれ以外慢性疾患の患者等の通常診療を続けています。（別紙緊急アンケート最終結果参照）

医療機関からは、減収のため家賃、給料の支払いは限界、マスク、アルコールが足りないなど、悲痛な声が寄せられています。とりわけ歯科は、歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について（4月6日付厚労省医政局発出）を機に休診や診療時間短縮に踏み切る施設が出ており、事実上診療縮小が余儀なくされています。

また、休診せずとも感染への不安から患者の受診控えが特に健著に出ており、経営悪化が深刻です。アンケートでは、閉院を考えざるを得ないとの声もあり、特に経営体力の弱い歯科は持ち堪えられず、倒産に至るケースが出てくる可能性があります。患者、住民の健康を守るため、流行期及びアフターコロナ禍の第一線の医療提供体制の堅持が求められます。

つきましては、医療機関に対する支援を強めていただきたく陳情いたします。

令和2年5月25日。横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2、TSプラザビルディング2階、神奈川県保険医協会湘南支部支部長竹下義仁。寒川町議会議長関口光男様。

以上です。

【横手委員長】 朗読が終わりました。この陳情の審査の進め方について、委員の皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。いかがいたしましょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 審査の前に、今回の陳情について、議会に対してどうしてほしいというのが具体的に書いていないんです。国に対して意見書を出してくれとか、そういうことが全く記載されていなくて、国に対するなのか、町単独でこういうものをやれと言っているのかが、まず分からないので、それを議会としてどう処理するかというのが1つとしてはあるんだけど、それはそれとして、少なくとも具体策として下記支援策の創設を検討してくださいということなので、この辺について、町単独でここはできないことなので、国の状況というか、日々動いていると思いますから、その辺のまず確認はさせていただきたいと思うんですけど。

【横手委員長】 分かりました。では、担当課より本陳情に関する現状等について、分かる範囲で確認するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 では、担当課に入っていてから審査を進めてまいりたいと思います。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま陳情第4号の審査を行うに当たり、本陳情内容に関わる現状等について、担当課に分かる範囲で確認したい旨のご意見がありましたので、執行部より説明をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、まず初めに、町で医療機関に支援している部分について若干説明させていただきます。

令和2年1月16日に、県内で新型コロナウイルス感染症患者が発生して以降、医療機関においては感染予防対策を整え、町民の診療や相談についてご対応いただいております。その中の各医療機関から、マスクや消毒液の不足について度々ご相談がありました。町では、マスクや次亜塩素酸水を配布し、感染症予防対策の支援を実施してきたところでございます。ちなみに茅ヶ崎医師会に4,500枚、茅ヶ崎歯科医師会には1,000枚、それから茅ヶ崎・寒川薬剤師会には1,000枚配布させていただいております。

次亜塩素酸水については、町内13の医療機関に依頼があって配布させていただいているところでございます。各医療機関では、感染症予防の負担に加えて、新規受診者の減少等による収入減が大きな負担となっていると聞き及びますが、幸い町内で休院、閉院されている医療機関はないということで、相談も今のところございません。今後相談があれば国、県の支援制度等を適切にご紹介していくという形になろうかと思っております。

参考に、国でやっている支援を若干説明させていただきます。休業医療機関及び受入困難医療機関への支援金制度というのがございます。それから発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用の助成費、医療機関のテナント料にかかる家賃保障制度等がございます。

神奈川県で行っているものでございますが、寄附金を活用してということで、事業規模としては目標額を15億円としてやっている聞いてございます。寄附金の募集が5月15日から開始して、今募っているところでございます。それを利用しまして国と並ぶような制度を実施するというふうに考えてございます。

以上でございます。

【横手委員長】 ただいま執行部からの説明がございましたが、質疑等がございましたらお受けしたいと思います。

細川委員。

【細川委員】 個人開業医が比較的そういう問題、ここではとりわけ歯科はという形で取って、そういう要望がありますけども、その辺の歯科医の状況とか、もろに歯科医というのは口、呼吸器の縮んだようなところですから、それがそういった形で、そういう理由で介入できないとかあるんですか。その辺の状況なんかについては聞いておりますか。寒川にはかなり歯科医があると思うんですけど、その状況、あるいは個人医の状況、いろいろ町に寄せられている要望、要求があると思うんですけども、その

辺について。若干今、亀井課長から説明がありましたけど、より詳しく、できたらお願いしたいと思います。特に歯医者については、その辺の問題を聞いておれば、お願いしたいということです。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 歯科医院についても同じく、特に困窮したというお話はありません。個人的に歯医者に定期健診ということで伺ったんですけど、除菌対策というんですか。しっかり取られてやって、予約にもゆとりがあるような形で開院されていた状況はございます。医師会と同じように除菌水を求める医療機関もございますので、そちらには要望に応じて除菌水を配布している状況でございます。

以上です。

【横手委員長】 細川委員。

【細川委員】 今実態は歯科医のことを挙げましたが、個人医の、地方に比較的開業医が多いので、その状況の中で今経営状況とか、その辺の話というのはどうなんですか。あるいは国の支援、先ほど国、神奈川の制度、支援体制という、そういうのも盛り込まれていますけども、そういった相談というのがありますか。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 今のところ特にございません。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 具体的な支援策とか、助成制度については、国がしっかり行っています。それから県についても、寄附金を幅広く募って、そこでの対応を考えているということだったんですけど、4番目の借入れをした際に、信用保証料金の全額補助とか、それから利子を補給する部分については、減収15%未満にしたほうがいいんじゃないのという内容があるんですけど、この辺についての国の制度とかはあるんですか。あくまでもこれは新型コロナウイルス感染症に伴って減収した方たちが、借入れをせざるを得ないという状況になった場合にとということだと思いうんですけど。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 情報によりますと、令和2年度の第2次補正予算の案の中で、その辺について網羅されていると認識してございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

中川副委員長。

【中川副委員長】 今、国の第2次補正というお話もちらっと出たんですけど、これからのことなのかもしれないですけど、数日前の報道とかで、第2次補正予算に医療機関などを支援する交付金を2兆円ぐらい盛り込んで、例えばコロナ専門病棟を設けたとき、空いている病床に補助金を払うだとか、部屋の外にウィルスを出さない陰圧装置の設置費用を援助するとか、医療従事者に最大20万円の慰労金を支給するとか、いろいろあったかなと思うんですけど、その辺は町で情報とか、把握されていらっしゃるか、その辺があれば、ある程度この陳情の求められている趣旨はカバーできているところも多いのか

なと思ったものですから、町でもし情報があればお願いいたします。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 申し訳ありませんが、詳細については把握してございません。そういった状況でございます。

【横手委員長】 では、以上で質疑を終結いたします。ご苦勞さまでした。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で、6月会議で本委員会に付託された陳情につきましては、質疑まで終了いたしました。この後の進め方については、改めて委員の皆さんにお諮りしたいと思いますが、いかがいたしましょう。この後の討論、採決の休憩も含めて、ご意見を伺えればと思います。このままいくか、それとも一度休憩を取るか。

細川委員。

【細川委員】 休憩を取りましょう。

【横手委員長】 どのぐらい欲しいですか。

【細川委員】 20分ぐらい取れば。

【横手委員長】 いかがでしょうか。ただいま細川委員から、20分程度休憩の時間を欲しいという提案というか、意見がございましたが、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 それでは、20分間ですから、9時50分から再開ということで、暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより討論に入ります。陳情第4号 新型コロナウイルス感染症拡大に際し、第一線の医療提供体制堅持を求める陳情について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、医療現場で様々な努力、苦勞しながら国民の皆さんの命を守る戦いをしていただいている医療関係者の皆様には本当に感謝の思いしかありませんけれども、今回の陳情の内容の具体的な支援策については、国ではほぼ考えられているかなと思いますし、また今行っていない部分についても、これからの補正予算等で対応していくということがある程度決まっているかなと思います。また、県においても、寄附金の創設をして、こういった医療機関に対してしっかりと支援していくということも表明されているようでございます。また、町に関しても、地方自治体でできること、例えばマスクですとか、消毒液の配布等も行っている、それから相談等についてもしっかりと受けながら、その実態に合わせて県とか国の機関につなげていくというようなこともされているということを考えると、今ここにある制度拡充については、ほぼクリアされているのかなと思いますので、基本的には陳情の内容については、改めてここで寒川町議会として通さなくてもいいのかなと感じております。

さらに今回の陳情の内容については、町に対してのものなのか、県に対してのものなのか、国に対し

てのものなのかということが明確に書かれていないこともありまして、寒川町議会としてどう対応していったらいいかというのが判断できないので、本陳情に対しては反対したいと思います。

以上でございます。

【横手委員長】 それでは、次に、賛成討論のある方。

細川委員。

【細川委員】 私は、賛成の立場です。既にコロナ感染対策の問題については、マスコミ等、あるいはいろんな国の制度、県の制度、そういったものもあります。ここに出てくる内容そのものを深刻な事態として私は受け取っております。この4つの問題、黒ひし形で書いてあるこの問題を見る限り、そのとおりだと理解したわけであります。

それで、なぜこれを出したかと言われれば、当然支援の強化、支援が弱いというところを訴えていると思います。実にそのとおりだと私は思っているんです。確かに国の制度、あるいは県の制度の活用なんかでも、制度そのものを利用する場合でも、いろいろな制約、あるいは問題点もあるということも聞いております。

特に地方に多いんです、個人開業医、あるいは体力のない人たちです、これは当然。医療業務というのは、非常にコストもかかる、いろんな機器も非常に大きな負担がかかるというような問題の中で、本当に今ここでこういう方々を救済していかなければならない、それには、これは先ほども国、あるいは県に要求しているのかなということで、指摘がありましたけど、私はこれは同時にそういうところに要求しているということを受け取りました。国、県に支援要請をお願いしたいという自治体へのお願いだということを理解しております。そういったところです。

特に先ほども執行部に聞きましたけど、開業医は、あまり具体的な例はありませんけど、私も若干医者に行っている立場の人間です。いろいろ直接的に医者からは聞いておりませんが、間接的にはいろいろなそういうことも聞いております。特に朝の毎日やっているワイドショーなんかでもマスコミなんかでは、ダブりますけど、非常に深刻な状況が訴えられているというところでもあります。まさにこのとおりの状況で、ぜひとも国にもう一回十分な、支援策を打ち立てているとはいえ、私は全くそういうふうには受け取っていないんですが、ここでもう一度救済するためにも、ぜひ陳情を上げていただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【横手委員長】 では、次に反対討論のある方。

岸本委員。

【岸本委員】 反対の立場から討論させていただきますが、先ほどの黒沢委員と同じような内容になってしまいますけれども、どこに出していいかわからないというのは、あまりにもざっくりとしていて、これを我々が賛成したところで、じゃ、どこに上げるんだというところがまず困るなというところと、先ほどの担当課の説明のとおり、まだ町の中で具体的な声が聞こえていないということを考えると、国、県の施策で、まだ、町、それで医療機関のほうが賄われているというところだと思っております。これを上げる理由もありませんし、町議会としても賛成はできないということで反対とさせていただきます。

【横手委員長】 次に、賛成討論のある方。

青木委員。

【青木委員】 陳情では確かに不十分なところはあるんですが、この陳情項目を見ますと、具体的に国の経済対策と計上されたということで、そういうところを国に求めているんだろうなということが読み解くことができると思うんです。それと、この陳情が出ているということは、医療現場の人にはすごく切実なことだからこれを出したということで、国の政策は様々やっているとは思いますが、まだ十分ではないということから陳情が出ていると思います。この陳情を出すことによって施策を国に加速させるということでは、この陳情は出すべきではないかなという立場で賛成といたします。

【横手委員長】 では、次に、反対討論のある方。

中川副委員長。

【中川副委員長】 反対といいますか、採決はどうかなという立場で一言だけ。先ほども申し述べましたように、ある程度今後の国の第2次補正予算等でもカバーされているのかなという点と、ただ、陳情が出された時点が5月25日ということでしたので、そこから少しタイムラグがあったことはしょうがないのかなとは思いますが、ある程度カバーされてきているのではないかなという点から、採択するにしてもなじまないかなという点で一言申し述べたいと思います。

以上です。

【横手委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成少数であります。よって、陳情第4号は不採択といたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後2時32分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 横 手 晃